

◆寄付金に係る所得控除制度・税額控除制度について◆

鳥取県社会福祉協議会は鳥取県より令和3年5月31日に「税額控除対象法人」としての証明を受けました。

証明日以降の鳥取県社会福祉協議会への寄付者は、従来の「所得控除制度」に加え、「税額控除制度」のいずれか有利な方を選択し、控除の適用を受けることができます。

○所得控除制度（所得税法第78条の2の3）

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の合計額と、} \\ \text{年間所得金額の40%相当額で、いずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

↓

$$[\text{年間所得額} - \text{所得控除額}] \times \text{税率} = \boxed{\text{控除後税額}}$$

○税額控除制度（租税特別措置法第41条の18の3）

$$[\text{租税控除対象寄付金} (\text{※1}) - 2,000 \text{ 円}] \times 40\% = \text{税額控除額} (\text{※2})$$

↓

$$\text{税額} - \text{税額控除額} = \boxed{\text{控除後税額}}$$

※1 税額控除対象法人への寄付金。寄付金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

控除適用を受けるには

○所得控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書を添え、確定申告

○税額控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書および税額控除に係る証明書の写しを添え、確定申告

※税額控除に係る証明書の写しは領収書裏面に印刷しております

詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。